

個人情報保護制度の改正に係る意見公募（パブリックコメント）の実施について

1 趣旨

江別市では、個人の権利利益を保護するとともに、公正な市政の推進に寄与することを目的とし、江別市個人情報保護条例（以下「現行保護条例」という。）を定め、個人情報の取扱い等を行ってきました。

他方、国においては、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）では、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されており、このうち地方公共団体に直接関係する改正部分については、令和5年4月1日に施行されます。

法の施行後は、全国共通のルールの下、国のガイドライン等に基づく制度運営を行うこととなる。一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされたため、現行保護条例の基本理念を後退させることのないよう、「江別市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」（以下「施行条例」という。）に必要な規定を定めます。

また、江別市の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために所要の対応が必要であり、同じく、江別市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に必要な規定を定めます。

2 条例内容

条例で規定する内容は、主に次のとおりとします。

主な内容	根拠規定等
(1) 個人情報取扱事務開始届出書の作成 法においては、個人情報ファイル（システムの個人情報データベースや索引のある名簿で管理されている個人情報）ごとに、個人情報ファイル簿（単票）を新たに作成し、これらの単票をまとめた個人情報ファイル簿を公表する必要がありますが、本人の数が1,000人未満のものなどは除かれます。 これまでどおり、個人情報を取り扱う事務を開始するときは、個人情報取扱事務開始届出書の提出を実施機関※ ¹ に求める旨を施行条例に規定し、1,000人未満など、個人情報ファイル簿では把握することができない個人情報の取扱い状況等の一元	【法の規定】 75条 【現行保護条例の規定】 6条

<p>的な管理を行います。</p>	
<p>(2) 開示決定等※²の期限</p> <p>法は、開示決定等の期限を原則 30 日以内、延長する場合は通常 60 日以内としておりますが、決定期限が短い方が開示請求者にとって望ましいため、これまでどおり開示決定等の期限を原則 14 日以内、延長する場合は 44 日以内とする旨を施行条例に規定します。</p>	<p>【法の規定】 108 条、83 条</p> <p>【現行保護条例の規定】 15 条</p>
<p>(3) 公開条例との整合性について（不開示情報）</p> <p>公開条例第 7 条第 5 号アに「租税の賦課若しくは徴収」を加え法に合わせることで、非公開情報の明確化を図ります。</p> <p>これまで、上記の情報を公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼす場合には非公開としており、改正により、非公開情報の範囲が変わるものではありません。</p>	<p>【法の規定】 78 条 1 項・2 項</p> <p>【現行保護条例の規定】 16 条</p> <p>【公開条例の規定】 7 条</p>
<p>(4) 開示請求の手数料について</p> <p>法においては、請求者は実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされています。</p> <p>現行保護条例においては、これまで手数料を徴収せず、請求者は写しの交付に要する費用（コピー代等）を負担するものとしておりました。</p> <p>情報公開制度においても手数料を徴収しておらず、請求者にとっての利便性等を考慮し、現行制度と同様、手数料は徴収しないこととして、実費相当額を徴収する旨を施行条例に規定します。</p>	<p>【法の規定】 89 条</p> <p>【現行保護条例の規定】 21 条の 2</p>
<p>(5) 江別市個人情報保護審査会について（設置根拠）</p> <p>江別市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関として位置付ける旨を施行条例に規定し、これまでどおり開示請求等に対する不開示決定等に係る審査請求について、審査会に諮問します。</p>	<p>【法の規定】 105 条</p> <p>【現行保護条例の規定】 27 条の 2、27 条の 3、33 条</p>
<p>(6) 審査会について（審査会への諮問）</p> <p>これまでのように個人情報を本人以外から収集することや、個人情報をその使用目的以外のことを利用する場合等について、典型的に審査会に諮問することは許容されなくなりました。</p> <p>法第 129 条に基づき、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に諮問する旨を施行条例に規定します。</p>	<p>【法の規定】 129 条</p> <p>【現行保護条例の規定】 7 条 2 項 8 号、7 条 3 項 2 号、8 条 1 項 6 号、9 条 1 項 2 号</p>
<p>(7) 審査会について（開示請求に対して存否応答拒否をした場合の審査会への報告）</p> <p>存否応答拒否処※³は、本人による開示請求権の行使に対し、事実上、実施機関が一切の対応を拒否するものであることから、その適用に当たっては特に慎重な検討が求められます。</p>	<p>【法の規定】 81 条</p> <p>【現行保護条例の規定】 20 条</p>

<p>当該処分の安易な適用を抑止し、個人情報保護制度の適正な運営を確保するために、これまでどおり審査会への報告義務を施行条例に規定します。</p>	
<p>(8) 運用状況の公表</p> <p>現行保護条例では、市長が毎年1回個人情報保護制度の運用状況を取りまとめて公表することとされていますが、保護法では、国の個人情報保護委員会が全行政機関等へ運用状況の報告を求め、公表することとされております。</p> <p>国の個人情報保護委員会への報告とは別に、市民への説明責任を果たすため、これまでと同様に、市長が年1回運用状況を公表する旨を施行条例に規定します。</p>	<p>【法の規定】 165条</p> <p>【現行保護条例の規定】 44条</p>

- ※1 実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいいます。
- ※2 開示決定等とは、保有個人情報（実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関等が保有しているもの）の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定をいいます。
- ※3 存否応答拒否処分とは、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の個人情報などの非開示情報を開示することになってしまう場合等において個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することをいいます。

3 今後のスケジュール

令和4年11月 市議会に条例議案を提出

令和5年 4月 条例施行

4 参考資料

- (1) 個人情報保護制度見直しの全体像（国（個人情報保護委員会）作成資料）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）【令和5年4月1日施行後】
- (3) 江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号）【現行条例】
- (4) 江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）【現行条例】